

掘りだそう、自然の力。



2020 英国現代奴隸法に関する表明

カルビー株式会社（以下「カルビー」という）は、以下のとおり本声明を公表します。本声明は、2015英国現代奴隸法第54条に基づくものであり、日本企業であるカルビーと英國企業であるカルビーグループUK（以下「CGUK」という）を代表してなされたものであり、2020年4月1日から2021年3月31日までを対象としています。

1. 当社の事業概要

カルビーは、東京に本社を持ち「私たちは、自然の恵みを大切に活かし、おいしさと楽しさを創造して、人々の健やかなくらしに貢献します」を企業理念とする日本で最大手のスナック菓子製造会社であり、東京証券取引所に上場しています。

CGUKは、イギリスで設立された製造販売会社です。

カルビーの経営理念や業務内容についての詳細は、以下をご参照ください。

<http://www.calbee.co.jp/company/rinen.php>

<http://www.calbee.co.uk/>

また、カルビーのサプライチェーンは、馬鈴薯・小麦粉・油等を主原料とし、調味料・包装資材等を副原料としています。

2. 強制労働及び人身取引防止に関する方針

カルビーは、国際的に宣言されている人権の保護を支持、尊重し、その社会的責任を果たし、強制労働、人身取引、児童労働等を一切容認しません。

3. 強制労働及び人身取引防止に関する取り組み

- ・カルビーは、「カルビーグループCSR調達ポリシー」を制定し、人権擁護と強制労働の排除を表明しています。
- ・CGUKは、国際労働機関(ILO)の条約に基づいて設立された国際的に認められている労働慣行規範である ETI(Ethical Trading Initiative) Base Code を遵守しており、CGUKの全従業員がこの規範に基づいた教育を受けています。
- ・CGUKは、Public Interest Disclosure Policy and Procedureという公益情報開示法に準拠しており、従業員や取引先関係者が隸従や人身売買などのリスクについて報復の恐れなく告発できる環境を整えています。

- ・ CG UK は、外部企業へ人材派遣の委託を行う際は労働力供給事業者認可 (Gangmaster Licence) を保有する信頼のにおける企業のみを委託先としており、これらの企業は労働に関する然るべき監査を少なくとも年 1 回受けています。

4. 今後の取り組み

カルビーグループは、人権に関する継続的な社内研修やサプライチェーンにおける強制労働や人身取引の防止を含む人権マネジメント強化に努めることによって、社会的責任を果たし、持続可能な社会づくりに貢献していきます。

本声明は、2021年4月20日、カルビー株式会社の取締役会において承認されました。

2021年4月20日

カルビー株式会社
代表取締役社長 兼 CEO

伊藤 秀二